

告 示

埼玉県選管告示第二十九号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第六十一条第一項第三号の規定に基づく個人演説会等施設について、川口市選挙管理委員会から次のとおり施設の名称、所在地、管理者及び収容人員の変更があつた旨の報告があつた。

平成三十一年四月十九日

埼玉県選挙管理委員会委員長 細 田 徳 治

施設の名称	所在地	管理者	収容人員
(旧)川口市立青少年会館	川口市上青木西一丁目二番二十八号	川口市教育長	二百六十人
(新)川口市立生涯学習プラザ	川口市上青木西一丁目二番二十五号	川口市教育委員会	二百人